

～高額介護（予防）サービス費の上限額が一部変わります～

令和3年8月から

「現役並み所得者」の上限額が細分化されます

高額介護（予防）サービス費は、1か月に支払った利用者負担額の合計が、ある一定の上限額を超えた時に、申請によって超えた分が払い戻される制度です。

令和3年8月サービス利用分から、国の介護保険制度の改正に伴い、下表の「利用者負担の上限額（1か月）」のとおりとなります。

利用者負担の上限額（1か月）

令和3年7月サービス利用分まで		改正後	
区分	上限額 (世帯合計)	区分	上限額 (世帯合計)
現役並み所得者 (同一世帯に課税所得 145万円以上の65歳以上の方がいて、65歳以上の方が1人の場合は収入が383万円以上、2人以上の場合は収入の合計が520万円以上)	44,400円	課税所得 690万円 (年収約 1,160万円) 以上	140,100円
		課税所得 380万円 (年収約 770万円) ～ 課税所得 690万円 (約 1,160万円) 未満	93,000円
		課税所得 145万円 (年収約 383万円) ～ 課税所得 380万円 (約 770万円) 未満	44,400円
一般	44,400円	一般	44,400円
住民税非課税世帯	24,600円	住民税非課税世帯	24,600円
生活保護を受給している方など	(個人) 15,000円	生活保護を受給している方など	(個人) 15,000円

介護サービスの利用者又は同一世帯に課税所得 380 万円(年収約 770 万円)以上の 65 歳以上の方がいる世帯は、令和 3 年 8 月サービス利用分(令和 3 年 11 月末の支給分)から改正後の上限額で計算されますので、高額介護(予防)サービス費の支給額が変更となります。

